

島根地方最低賃金審議会

第420回会議資料

－ その 1 －

島根労働局

資料目次（第420回会議・令和3年7月6日開催）

第56期島根地方最低賃金審議会委員名簿	資料No.1
令和3年度審議会事務局体制	資料No.2
最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋	資料No.3
島根地方最低賃金審議会運営規程（改正案）	資料No.4
島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（改正案）	資料No.5
島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領	資料No.6
最低賃金引き上げと全国一律最低賃金制の確立を求める要請書（写）	資料No.7
令和2年度審議会等関係会議開催状況（会議別）	資料No.8
令和3年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	資料No.9

島根地方最低賃金審議会 委員名簿
(第56期)

区分	氏名	現職
公益代表	飯塚 弘	元 N H K 松江放送局 副局長
	小田川真一	山陰中央新報社 常務取締役
	富田眞智子	元社会福祉法人島根県共同募金会 常務理事
	藤本晴久	島根大学法文学部法経学科 准教授
	吉田美智子	出雲文化伝承館 館長
労働者代表	景山 誠	日本労働組合総連合会 島根県連合会 総務局長
	島田一英	U A ゼンセン 島根県支部長
	鳥目純子	J A M 山陰組織部長
	西尾和孝	パナソニックソーラーシステム製造労働組合 執行委員長
	山本 楽	一畑電鉄労働組合 一畑バス支部 職場委員
使用者代表	太田裕子	有限会社太田硝子店 代表取締役
	小林直子	株式会社こばやし 専務取締役
	松浦俊彦	松江商工会議所 専務理事
	森脇建二	一般社団法人島根県経営者協会 専務理事
	若松志昌	協同組合島根県鐵工会 専務理事
備考	任命年月日 令和3年5月1日	
	五十音順 敬称略	

事務局体制

島根労働局
令和3年4月1日

島根労働局長 くらもち きよこ
倉 持 清 子

労働基準部長 みかみ たつや
三 上 達 也

賃金室長 ふじはら しゅうじ
藤 原 修 二

賃金指導官 おむら せいじ
小 村 誠 二

最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋

【最低賃金法 第25条 第2項】

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

【最低賃金法 第25条 第3項】

専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

【最低賃金審議会令 第6条 第1項】

最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、9人以内とする。

【最低賃金審議会令 第6条 第5項】

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

【最低賃金審議会令 第6条 第7項】

最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

島根地方最低賃金審議会運営規程（改正案）

- 第1条 島根地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、島根労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
 - 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。
- 第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを会長に通知するものとする。
 - 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめこれを会長に通知するものとする。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成する。し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。
- 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し公開するものとする。この場合、第1項の署名は、議事要旨に行うこととする。
 - 前3項の規定は、小委員会等について準用する。
- 第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度島根労働局長に送付するものとする。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。
- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいてこれを行う。
- 附 則
- 第1条 この規程は、平成23年6月8日令和3年7月6日から施行する。

島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程 (改正案)

- 第1条 島根地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）の議事運営は、島根地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第2条 委員会は、審議会が指名した、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員各2名及び審議会の会長（以下「会長」という。）及び会長代理をもって構成する。
- 第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長、又は3分の1以上の委員会の委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、島根労働局長に通知するものとする。
- 第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 24 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成する。し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。この場合、第1項の署名は議事要旨に行うこととする。
- 第7条 委員会の結論は、原則として審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程の改廃は、委員会の議決に基づいて行う。

附則

- 第1条 この規程は、平成23年8月2日令和3年7月6日から施行する。

島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領

島根地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第6条及び第7条に基づき審議会又は議事録、議事要旨等の公開に当たっての対応を以下のとおり定める。

1 事前対応

- ① 審議会の開催日の概ね10日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、島根労働局掲示板に、以下についての公示を行う（別添1参照；添付省略）。
 - (1) 日 時
 - (2) 場 所
 - (3) 議 題
- ② 傍聴申込みの締切は、抽選のある場合を考慮して、開催日の4日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）とする。
- ③ 傍聴者は原則5名までとし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は抽選とする。
- ④ 電話による照会には、公示以降に対応し、それ以前は未定である旨回答する。

2 当日の対応

- ① 傍聴人名簿（別添2；添付省略）を作成し、傍聴人に対し名簿と同一番号の傍聴整理券（別添3；添付省略）を受付にて配布する。傍聴席にも番号を振り出し、傍聴人名簿と同一番号の傍聴人席に着席させる。
- ② 傍聴人に対して、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」（別添1の別添；添付省略）を配布する。この際、遵守事項に反している者に対しては、遵守事項を説明の上、その行為をやめさせるか、退去要求（別添4；添付省略）を行う。
- ③ 審議会開会10分ほど前に、傍聴人に対し、審議会事務局から改めて遵守事項の説明を行う。

3 事後対応

議事録は、審議会終了後60日以内に作成し、これを公開する。
議事要旨は、審議会終了後速やかに作成し、これを公開する。

4 その他

この要領は、平成16年3月15日から実施する。
この要領は、平成29年6月30日から実施する。

2021年6月10日

島根労働局長
倉持 清子 様

全国労働組合総連合中国ブロック協議会
議長 神部 泰
広島市東区光町 2-9-24-205 広島県労連内
Tel 082-262-1550
島根県労働組合総連合
議長 村上 一
Tel 0852-315361

最低賃金引き上げと全国一律最低賃金制の確立を求める要請書

日頃から労働行政の推進、及び新型コロナウイルス感染拡大防止に尽力されている貴職に対して敬意を表します。

昨年、中央最低賃金審議会が「引き上げ額の目安を示すことは困難で、現行水準の維持が適当」とする結論をまとめた結果、都道府県の最低賃金改定額は加重平均で1円の引き上げにとどまり、中国5県においても、鳥取県・島根県2円、岡山県1円、広島県・山口県引き上げなしとなりました。現在一番高い東京都は、1,013円ですが、いちばん低い7県（鳥取県・島根県含む）は792円と221円もの差があります。

最低賃金の地域間格差によって、労働者は仕事と豊かさを求めて都市部に流出していきます。その結果、地域の高齢化と過疎化は進み、地域経済はますます疲弊し、逆に都市部では人口の過密化が一層進みます。こうした実態を改善するには、地域間格差をなくすように制度を改善し全国一律最低賃金制度を確立することが必要と考えます。

2020年の地域別最低賃金は、1,000円未満が47都道県中45道府県で、そのうち16県（鳥取県、島根県含む）が700円台となっています。山口県労連、広島県労連、岡山県労会議など全国の県労連で実施している「最低生計費試算調査」によれば、若者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額22～25万円（時給1,500円以上）が必要との結果となっています。憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するには、大幅な引き上げが求められています。

新型コロナの感染が収束しない中、労働者の暮らしも厳しさを増していますが、中小企業の経営状況も切実です。企業と家計の両方の活力を取り戻して、地域経済の「好循環」を実現し、日本のものづくりやサービス産業を発展させるには、公正な取引ルールの確立や中小企業支援の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度実現への展望、中小企業・小規模事業者支援策の強化、最低賃金の引き上げができる助成の拡充を求めて以下の要請を行います。

記

1. 島根県の最低賃金の凍結を行わず、時給 1500 円への引き上げを目指し、当面 1000 円にすること。
2. 最低賃金の地域間格差を解消するため、全国一律最賃制度の制定を国に求めること。
3. 最低賃金の引き上げに対応した中小企業・小規模事業者支援の拡大、充実を講じ、企業間取引で下請業者いじめをさせない公正取引のルール確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めていただくこと。
4. 島根労働局が実施している「業務改善助成金」について、県の活用状況（件数、金額）と政府の予算に対する執行状況を示していただくこと。
そのうえで、活用が浸透していない状況の原因についてお答えいただくこと。
5. 島根地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
6. 島根地方最低賃金審議会開催にあたって以下についての状況を示していただき改善を行うこと。
 - ①審議会での意見陳述。陳述にあたっては時間制限を設けず、質疑を受け付けること。
 - ②専門部会の傍聴を含めた完全公開。
 - ③人数制限を行わない傍聴の自由化。
 - ④異議申し出の場合の意見陳述。
 - ⑤会議議事録についてのホームページ公開状況を示していただくと共にすべてを公開いただくこと。

以 上

令和2年度島根地方最低賃金審議会開催状況（会議別）

〔公益委員会議〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
6月17日	第1回	島根地方最低賃金審議会の運営について 島根県最低賃金専門部会委員及び島根県特定最低賃金専門部会委員 について 最低賃金審議会の資料について

〔島根地方最低賃金審議会〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
7月6日	第416回	島根県最低賃金の改正諮問について 専門部会の設置、最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用につ いて 今後の最低賃金審議会の進め方について 全労連中国ブロック協議会・しまね労連からの要請について
8月3日	第417回	中央最低賃金審議会「令和2年度地域別最低賃金額改定の日安」の伝達 及び令和2年度賃金改定状況調査結果について 最低賃金と生活保護の乖離額について
8月20日	第418回	島根県最低賃金の改定に係る異議申し出について 【意見陳述 しまね労連事務局長 池場 哲哉】 【意見陳述 日本自治体労働組合総連合島根県事務所長 石田 忍】 特定最低賃金5件の改正の申出について 特定最低賃金5件の必要性の有無（諮問） 特定最低賃金5件の改正決定の諮問 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適 用について
3月16日	第419回	特定最低賃金改正の申出の意向表明について 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について

〔運営小委員会〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
8月20日	第1回	特定最低賃金の必要性有無の検討方法について

〔必要性検討委員会〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
8月20日	第1回	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

〔島根県最低賃金専門部会〕

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
8月3日	第1回	部会長、部会長代理の選出 最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取について 最低賃金に関する基礎調査結果について 金額審議 答申

＜島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会＞

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月10日	第1回 (特定5件 合同会 議)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
9月14日	第2回	設定様式について 金額審議
9月15日	第3回	金額審議、答申

＜島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会＞

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月10日	第1回 (特定5件 合同部 会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
9月24日	第2回	設定様式について 金額審議
9月29日	第3回	金額審議、答申

＜島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会＞

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月10日	第1回 (特定5件 合同部 会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
9月17日	第2回	設定様式について 金額審議
9月23日	第3回	金額審議、答申

<島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会>

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月10日	第1回 (特定5件 合同部 会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
9月28日	第2回	設定様式について 金額審議
10月6日	第3回	金額審議、答申

<島根県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会>

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
		(改正申出なし)

<島根県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会>

開催月日	回	主 な 審 議 内 容
9月10日	第1回 (特定5件 合同部 会)	部会長、部会長代理の選出 特定最低賃金5件に係る最低賃金審議会令第6条第5項、同条第7項の適用について 関係労使からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金に関する基礎調査結果について
9月30日	第2回	設定様式について 金額審議
10月1日	第3回	金額審議、答申

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

資料番号
No. 9

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官報 掲載	7営業日	官報 公示	30日	発効
	—		—		—		—	
8月1日(日)		8月16日(月)		8月17日(火)		8月26日(木)		9月25日(土)
8月2日(月)		8月17日(火)		8月18日(水)		8月27日(金)		9月26日(日)
8月3日(火)		8月18日(水)		8月19日(木)		8月30日(月)		9月29日(水)
8月4日(水)		8月19日(木)		8月20日(金)		8月31日(火)		9月30日(木)
8月5日(木)		8月20日(金)		8月23日(月)		9月1日(水)		10月1日(金)
8月6日(金)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月7日(土)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月8日(日)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月9日(月)		8月24日(火)		8月25日(水)		9月3日(金)		10月3日(日)
8月10日(火)		8月25日(水)		8月26日(木)		9月6日(月)		10月6日(水)
8月11日(水)		8月26日(木)		8月27日(金)		9月7日(火)		10月7日(木)
8月12日(木)		8月27日(金)		8月30日(月)		9月8日(水)		10月8日(金)
8月13日(金)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月14日(土)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月15日(日)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月16日(月)		8月31日(火)		9月1日(水)		9月10日(金)		10月10日(日)
8月17日(火)		9月1日(水)		9月2日(木)		9月13日(月)		10月13日(水)
8月18日(水)		9月2日(木)		9月3日(金)		9月14日(火)		10月14日(木)
8月19日(木)		9月3日(金)		9月6日(月)		9月15日(水)		10月15日(金)
8月20日(金)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月21日(土)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月22日(日)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月23日(月)		9月7日(火)		9月8日(水)		9月17日(金)		10月17日(日)
8月24日(火)		9月8日(水)		9月9日(木)		9月21日(火)		10月21日(木)
8月25日(水)		9月9日(木)		9月10日(金)		9月22日(水)		10月22日(金)
8月26日(木)		9月10日(金)		9月13日(月)		9月24日(金)		10月24日(日)
8月27日(金)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月28日(土)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月29日(日)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月30日(月)		9月14日(火)		9月15日(水)		9月28日(火)		10月28日(木)
8月31日(火)		9月15日(水)		9月16日(木)		9月29日(水)		10月29日(金)
9月1日(水)		9月16日(木)		9月17日(金)		9月30日(木)		10月30日(土)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月21日(火)		10月1日(金)		10月31日(日)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月13日(月)		9月28日(火)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官報 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月14日(火)		9月29日(水)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月27日(水)		11月6日(月)		12月8日(水)
10月12日(火)		10月27日(水)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月13日(水)		10月28日(木)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月15日(金)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官報 特記	7営業日	官報 公示	30日	発効
	—		—		—		—	
9月1日(水)		9月16日(木)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月13日(月)		9月28日(火)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月14日(火)		9月29日(水)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月12日(火)		10月27日(水)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月13日(水)		10月28日(木)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日(金)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月9日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月15日(月)		11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月16日(火)		11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)		11月17日(水)		11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)		11月19日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)		11月19日(金)		12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)		11月22日(月)		12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)		11月24日(水)		12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)		11月25日(木)		12月8日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)		11月30日(火)		12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)		12月1日(水)		12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)		12月3日(金)		12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)		12月6日(月)		12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)		12月7日(火)		12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)		12月8日(水)		12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)		12月10日(金)		12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)		12月13日(月)		12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)		12月14日(火)		12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)		12月15日(水)		12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)		12月17日(金)		12月28日(火)		1月27日(木)